

参考資料

枚方市建築基準法施行細則の一部改正 新旧対照表

| 新（改正後） | 旧（現行） |
|--|---|
| <p>第4条 省令第10条の4第1項の市長が規則で定める図書又は書面は、次条から第4条の4までに定める場合を除き、次の表に掲げるもの（省令第10条の4第1項に規定する許可関係規定（法第43条第2項第2号、法第53条第4項及び第5項、<u>法第55条第4項各号</u>、法第56条の2第1項ただし書、法第68条の3第4項並びに法第68条の5の3第2項を除く。）による許可の申請に係る建築物が工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供するものである場合にあつては、これらの図書又は書面並びに様式第2号による工場・危険物調書正本1通及び副本1通）とする。</p> <p>表 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>法第55条第4項各号</u>及び法第56条の2第1項ただし書の規定による許可の申請を除き、前項に規定する図書又は書面のうち日影図は、添えることを要しない。</p> <p>（確認の申請書と同時に提出する図書）</p> <p>第7条 法第6条第1項（法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）に規定する建築主事又は建築副主事の確認（<u>第8条の3第1項第2号及び第8条の5第1項第2号を除き</u>、以下「確認」という。）を受けようとする者は、確認の申請書に次の各号に定める図書を添付しなければならない。</p> | <p>第4条 省令第10条の4第1項の市長が規則で定める図書又は書面は、次条から第4条の4までに定める場合を除き、次の表に掲げるもの（省令第10条の4第1項に規定する許可関係規定（法第43条第2項第2号、法第53条第4項及び第5項、<u>法第55条第3項各号</u>、法第56条の2第1項ただし書、法第68条の3第4項並びに法第68条の5の3第2項を除く。）による許可の申請に係る建築物が工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供するものである場合にあつては、これらの図書又は書面並びに様式第2号による工場・危険物調書正本1通及び副本1通）とする。</p> <p>表 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>法第55条第3項各号</u>及び法第56条の2第1項ただし書の規定による許可の申請を除き、前項に規定する図書又は書面のうち日影図は、添えることを要しない。</p> <p>（確認の申請書と同時に提出する図書）</p> <p>第7条 法第6条第1項（法第88条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）に規定する建築主事又は建築副主事の確認（以下「確認」という。）を受けようとする者は、確認の申請書に次の各号に定める図書を添付しなければならない。</p> |

| 新（改正後） | 旧（現行） |
|--|--|
| <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) <u>法第6条第1項第3号</u>に規定する建築物にエレベーター又はエスカレーターを設置する場合は、その設計図書</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> | <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) <u>法第6条第1項第4号</u>に規定する建築物にエレベーター又はエスカレーターを設置する場合は、その設計図書</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> |
| <p>2 [略]</p> | <p>2 [略]</p> |
| <p>3 [略]</p> | <p>3 [略]</p> |
| <p>(計画通知書と同時に提出する書類)</p> <p>第8条 法第18条第2項の規定による通知を行おうとする者は、当該通知に係る書面に<u>省令第8条の2の2の規定により読み替えて準用する省令第1条の3に定めるところにより添付すべき図書</u>、前条第1項各号に掲げる図書その他市長が必要であると認める図書を添付しなければならない。</p> | <p>(計画通知書と同時に提出する書類)</p> <p>第8条 法第18条第2項の規定による通知を行おうとする者は、当該通知に係る書面に<u>省令第8条の2第1項の規定により準用する省令第1条の3に定めるところにより添付すべき図書</u>、前条第1項各号に掲げる図書その他市長が必要であると認める図書を添付しなければならない。</p> |
| <p>(完了検査申請書に添えて提出する書類)</p> <p>第8条の2 省令第4条第1項第6号の規定により市長が規則で定める書類は、次に掲げるものとする。</p> | <p>(完了検査申請書等に添えて提出する書類)</p> <p>第8条の2 省令第4条第1項第6号及び第4条の8第1項4号の規定により市長が規則で定める書類のうち次項に規定する場合以</p> |

| 新（改正後） | 旧（現行） |
|--|---|
| <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 次に掲げるもののうち、建築主事又は建築副主事が必要と認められた書類</p> <p>イ 地盤調査報告書</p> <p>ロ 地盤改良施工報告書及び地盤改良品質検査結果報告書</p> <p>ハ 杭耐力試験報告書及び杭施工報告書</p> <p>ニ 骨材試験報告書</p> <p>ホ コンクリート配合報告書</p> <p>ヘ フレッシュコンクリートのスランプ、空気量、単位容積質量、温度及び塩化物量試験報告書</p> <p>ト コンクリート圧縮強度試験報告書</p> <p>チ コンクリートコア圧縮強度試験報告書</p> <p>リ 硬化したコンクリート塩化物量試験報告書</p> <p>ヌ コンクリート施工結果報告書</p> <p>ル コンクリート打込結果表</p> <p>ヲ 鉄筋強度試験報告書</p> | <p>外の場合における書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 次に掲げるもののうち、建築主事又は建築副主事が必要と認められた書類</p> <p>イ 地盤調査報告書</p> <p>ロ 地盤改良施工報告書及び地盤改良品質検査結果報告書</p> <p>ハ 杭耐力試験報告書及び杭施工報告書</p> <p>ニ 骨材試験報告書</p> <p>ホ コンクリート配合報告書</p> <p>ヘ フレッシュコンクリートのスランプ、空気量、単位容積質量、温度及び塩化物量試験報告書</p> <p>ト コンクリート圧縮強度試験報告書</p> <p>チ コンクリートコア圧縮強度試験報告書</p> <p>リ 硬化したコンクリート塩化物量試験報告書</p> <p>ヌ コンクリート施工結果報告書</p> <p>ル コンクリート打込結果表</p> <p>ヲ 鉄筋強度試験報告書</p> |

| 新（改正後） | 旧（現行） |
|---|---|
| <p>ワ PC鋼棒、PC鋼線及びPC鋼より線強度試験報告書</p> <p>カ 鋼材強度試験報告書</p> <p>ヨ ボルト類強度試験報告書</p> <p>タ 高力ボルト締め付け検査報告書</p> <p>レ 溶接部非破壊試験報告書</p> <p>ソ 溶接部強度試験報告書</p> <p>ツ 圧接部強度試験報告書</p> <p>ネ 鉄骨工事施工状況報告書</p> <p>ナ 使用金物一覧表</p> <p>ラ 鋼材の品質証明書の写し</p> <p>ム 鋼材の流通経路を示す書類</p> <p>ウ 内装の仕上げに用いた建築材料の種別（政令第20条の7第1項第1号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、同項第2号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料（同条第2項の規定により第二種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当するとみなされるものを含む。）及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料（同条第3項の規定により第三種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当するとみなされるものを含む。）並</p> | <p>ワ PC鋼棒、PC鋼線及びPC鋼より線強度試験報告書</p> <p>カ 鋼材強度試験報告書</p> <p>ヨ ボルト類強度試験報告書</p> <p>タ 高力ボルト締め付け検査報告書</p> <p>レ 溶接部非破壊試験報告書</p> <p>ソ 溶接部強度試験報告書</p> <p>ツ 圧接部強度試験報告書</p> <p>ネ 鉄骨工事施工状況報告書</p> <p>ナ 使用金物一覧表</p> <p>ラ 鋼材の品質証明書の写し</p> <p>ム 鋼材の流通経路を示す書類</p> <p>ウ 内装の仕上げに用いた建築材料の種別（政令第20条の7第1項第1号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、同項第2号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料（同条第2項の規定により第二種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当するとみなされるものを含む。）及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料（同条第3項の規定により第三種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当するとみなされるものを含む。）並</p> |

| 新（改正後） | 旧（現行） |
|--|---|
| <p>びに同条第4項の規定により第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しないものとみなされるものの区別をいう。)及びその使用面積を示す報告書</p> <p>キ 機械換気設備の構造、位置及び機能に係る報告書</p> <p>ノ 熱感知器、煙感知器又は熱煙複合式の感知器の作動と連動して閉鎖する防火設備の構造、位置及び機能に係る報告書</p> <p>オ 排煙設備の構造、位置及び機能に係る報告書</p> <p>ク 非常用の照明装置の構造、位置及び機能に係る報告書</p> <p>ヤ 給水、排水その他の配管設備の構造、位置及び機能に係る報告書</p> <p>マ 避雷設備の構造、位置及び機能に係る報告書</p> <p>ケ ガス設備の構造、位置及び機能に係る報告書</p> <p>フ 政令第20条の8第1項に規定する換気設備の構造、位置及び機能に係る報告書</p> <p><u>コ 合併処理浄化槽の構造、位置及び性能に係る報告書</u></p> <p><u>エ 昇降機の構造、位置及び性能に係る報告書</u></p> <p><u>テ 遊戯施設の構造、位置及び性能に係る報告書</u></p> | <p>びに同条第4項の規定により第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当しないものとみなされるものの区別をいう。)及びその使用面積を示す報告書</p> <p>キ 機械換気設備の構造、位置及び機能に係る報告書</p> <p>ノ 熱感知器、煙感知器又は熱煙複合式の感知器の作動と連動して閉鎖する防火設備の構造、位置及び機能に係る報告書</p> <p>オ 排煙設備の構造、位置及び機能に係る報告書</p> <p>ク 非常用の照明装置の構造、位置及び機能に係る報告書</p> <p>ヤ 給水、排水その他の配管設備の構造、位置及び機能に係る報告書</p> <p>マ 避雷設備の構造、位置及び機能に係る報告書</p> <p>ケ ガス設備の構造、位置及び機能に係る報告書</p> <p>フ 政令第20条の8第1項に規定する換気設備の構造、位置及び機能に係る報告書</p> |

| 新（改正後） | 旧（現行） |
|---|--|
| <p>(4) [略]</p> <p>2 <u>前項各号に掲げるもののほか、法第7条第1項の規定による検査の申請に係る工事が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下、「建築物省エネルギー法」という。）第11条第1項の規定にする要確認特定建築行為（以下、「要確認特定建築行為」という。）である場合における書類は、次に掲げる書類とする。</u></p> <p>(1) <u>建築物省エネルギー法第11条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画に係る工事監理報告書</u></p> <p>(2) <u>要確認特定建築行為が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年 経済産業省／国土交通省 令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅部分を有する場合又は基準省令第4条第3項第1号に規定する共用部分を有する建築物に係るものである場合にあつては、次に掲げる書類のうち、建築主事又は建築副主事が必要と認める書類</u></p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 空気調和設備の構造、位置及び<u>建築物省エネルギー法第2条第2号に規定するエネルギー消費性能（以下この号において「エネルギー消費性能」という。）</u>に係る報告書</p> <p>ハ [略]</p> | <p>(4) [略]</p> <p>2 <u>省令第4条第1項第6号の規定により市長が規則で定める書類のうち法第7条第1項の規定による検査の申請に係る工事が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する特定建築行為（以下「特定建築行為」という。）である場合における書類は、前項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類とする。</u></p> <p>(1) <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画に係る工事監理報告書</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる書類のうち、建築主事又は建築副主事が必要と認める書類</u></p> <p>イ [略]</p> <p>ロ 空気調和設備の構造、位置及び<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第2号に規定するエネルギー消費性能（以下この号において「エネルギー消費性能」という。）</u>に係る報告書</p> <p>ハ [略]</p> |

| 新（改正後） | 旧（現行） |
|---|--|
| <p>二 [略]</p> <p>ホ [略]</p> <p>へ [略]</p> <p>ト <u>基準省令第2条第1項に規定するエネルギー利用効率化設備の構造、位置及びエネルギー消費性能に係る報告書</u></p> <p><u>(3) 要確認特定建築行為が基準省令第1条第2項に規定する住宅部分を有する建築物に係るものである場合にあっては、次に掲げる書類のうち、建築主事又は建築副主事が必要と認める書類</u></p> <p><u>イ 外壁、窓等の構造、位置及び熱の損失の防止に関する性能に係る報告書</u></p> <p><u>ロ 暖房設備の構造、位置及びエネルギー消費性能に係る報告書</u></p> <p><u>ハ 冷房設備の構造、位置及びエネルギー消費性能に係る報告書</u></p> <p><u>ニ 機械換気設備の構造、位置及びエネルギー消費性能に係る報告書</u></p> <p><u>ホ 照明設備の構造、位置及びエネルギー消費性能に係る報告書</u></p> <p><u>へ 給湯設備（排熱利用設備を含む。）</u></p> <p><u>ト エネルギー利用効率化設備の構造、位置及びエネルギー消費性能に係る報告書</u></p> | <p>二 [略]</p> <p>ホ [略]</p> <p>へ [略]</p> <p>ト <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年／経済産業省／国土交通省／令第1号）第2条第1項に規定するエネルギー利用効率化設備の構造、位置及びエネルギー消費性能に係る報告書</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類</u></p> |

| 新（改正後） | 旧（現行） |
|---|--------------|
| <p><u>（４） 前３号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類</u></p> <p>３ [略]</p> <p>（中間検査申請書に添えて提出する書類）</p> <p><u>第８条の３ 省令第４条の８第１項第４号の規定により市長が規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</u></p> <p><u>（１） 前条第１項第１号から第３号までに掲げる書類（既に中間検査を受けている建築物にあっては、直前の中間検査後に行われた工事に係るものに限る。）</u></p> <p><u>（２） 法第６条の４第１項第３号に掲げる建築物であって、政令第４６条第４項の適用を受けるものは、次に掲げる書類（当該建築物に係る省令第１条の３第１項（省令第３条の３第１項において読み替えて準用する場合を含む。）の確認の申請書に添付したものを除く。）</u></p> <p><u>イ 壁及び筋かいの位置及び種類を明示した図書</u></p> <p><u>ロ 政令第４６条第４項に規定する基準への適合することが確認できる書類</u></p> <p><u>ハ 政令第４７条第１項に規定する構造方法に適合することが確認で</u></p> | <p>３ [略]</p> |

| 新（改正後） | 旧（現行） |
|---|--|
| <p><u>きる書類</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類</u></p> <p><u>2 前条第3項の規定は、前項に規定する書類について準用する。</u></p> <p><u>(工事完了通知書に添えて提出する書類)</u></p> <p>第8条の4 国の機関の長等は、法第18条第20項の規定による通知をしようとするときは、当該通知に係る書面に<u>第8条の2第1項各号</u>に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、<u>法第18条第20項の規定による通知に係る工事が建築物省エネルギー法第12条第2項に規定する要通知特定建築行為（省令第2条第1項各号に掲げる特定建築行為を除く。）</u>である場合は、前項に規定する書類のほか、<u>第8条の2第2項各号</u>に掲げるものを添付しなければならない。</p> <p>3 <u>第8条の2第3項の規定は、第1項に規定する書類について準用する。</u></p> <p><u>(特定工程工事終了通知書に添えて提出する書類)</u></p> <p>第8条の5 国の機関の長等は、法第18条第28項の規定による通知をしようとするときは、当該通知に係る書面に<u>次に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 第8条の2第1項第1号に掲げる書類</u></p> <p><u>(2) 法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物であつて、政令</u></p> | <p><u>(工事完了通知書等に添えて提出する書類)</u></p> <p>第8条の3 国の機関の長等は、法第18条第16項又は第19項の規定による通知をしようとするときは、当該通知に係る書面に<u>前条第1項各号</u>に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、<u>法第18条第16項の規定による通知に係る工事が特定建築行為である場合は、前項に規定する書類のほか、前条第2項各号</u>に掲げるものを添付しなければならない。</p> <p>3 <u>前条第3項の規定は、第1項に規定する書類について準用する。</u></p> |

| 新（改正後） | 旧（現行） |
|---|---|
| <p><u>第46条第4項の適用を受けるものは、第8条の3第1項第2号イからハマまでに掲げる書類（当該建築物に係る省令第8条の2の2の規定により読み替えて準用する省令第1条の3第1項の確認の申請書に添付したものを除く。）</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類</u></p> <p><u>2 第8条の2第3項の規定は、前項に規定する書類について準用する。</u></p> <p>第8条の<u>6</u> [略] (建築確認の変更等)</p> <p>第10条 確認を受けた建築物又は工作物の建築主は、当該確認に係る工事の完了前において、省令第3条の2に規定する軽微な変更（建築基準法令の規定に係る変更を伴わないもの（<u>建築物省エネルギー法第10条第1項の規定に係るものに限る。</u>）を除く。）を行う場合は、様式第7号による届書を建築主事又は建築副主事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の届書には、当該確認を受けた建築物又は工作物の計画の変更に係る部分の図書を添付しなければならない。</p> <p>3 国の機関の長等は、法第18条第3項の規定により建築基準関係規定に適合することを認められた建築物又は工作物の工事について、</p> | <p>第8条の<u>4</u> [略] (建築確認の変更等)</p> <p>第10条 確認を受けた建築物又は工作物の建築主は、当該確認に係る工事の完了前において、省令第3条の2に規定する軽微な変更（建築基準法令の規定に係る変更を伴わないもの（<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項の規定に係るものに限る。</u>）を除く。）を行う場合は、様式第7号による届書を建築主事又は建築副主事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の届書には、当該確認を受けた建築物又は工作物の計画の変更に係る部分の図書を添付しなければならない。</p> <p>3 国の機関の長等は、法第18条第3項の規定により建築基準関係規定に適合することを認められた建築物又は工作物の工事について、</p> |

| 新（改正後） | 旧（現行） |
|---|---|
| <p>第1項に該当するときは、前2項に準じて建築主事又は建築副主事に通知しなければならない。</p> <p>4 市長が必要であると認める場合においては、第2項に規定する図書のほか、参考となる図書を添付させることがある。</p> <p><u>第42条 削除</u></p> | <p>第1項に該当するときは、前2項に準じて建築主事又は建築副主事に通知しなければならない。</p> <p>4 市長が必要であると認める場合においては、第2項に規定する図書のほか、参考となる図書を添付させることがある。</p> <p><u>（増築等に係る確認申請等手数料等の面積の算定の特例）</u></p> <p><u>第42条 市条例別表付表1備考第2号ただし書及び付表3の1の表備考第2号ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</u></p> <p><u>（1） 既存の建築物について平成12年6月1日以後に確認済証及び検査済証の交付を受けた場合</u></p> <p><u>（2） 住宅（長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿を含む。）のエレベーターの設置を目的とした増築のうち、次のいずれにも該当するものである場合（前号に掲げる場合を除く。）</u></p> <p><u>イ 当該増築に係る部分の床面積が当該増築に係る部分以外の部分の床面積の20分の1以下であり、かつ、50平方メートル以下であるもの</u></p> <p><u>ロ 当該増築に係る部分以外の部分の構造耐力上の危険性が増大しないもの</u></p> <p><u>2 市条例別表付表1備考第4号ただし書及び付表3の1の表備考第3号ただし書の規則で定める場合は、前項第1号に該当する場合とする。</u></p> |

| 新（改正後） | 旧（現行） |
|---|--|
| <p>第42条 [略]</p> <p>第43条 [略]</p> <p>附 則〔令和 年 月 日規則第 号〕</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>様式第6号(第7条関係)</p> <p>枚方市建築基準法施行細則第7条第3項の規定による届書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先)</p> <p>枚方市建築主事</p> <p>枚方市建築副主事</p> <p style="margin-left: 200px;">申請者 住所</p> <p style="margin-left: 200px;">氏名</p> <p style="margin-left: 200px;">〔 法人にあつては、名称 及び代表者の氏名 〕</p> <p style="margin-left: 200px;">許可等を受けた者 住所</p> <p style="margin-left: 200px;">氏名</p> <p style="margin-left: 200px;">〔 法人にあつては、名称 及び代表者の氏名 〕</p> <p>[略]</p> | <p>第43条 [略]</p> <p>第44条 [略]</p> <p>様式第6号(第7条関係)</p> <p>枚方市建築基準法施行細則第7条第3項の規定による届書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(宛先)</p> <p>枚方市建築主事</p> <p>枚方市建築副主事</p> <p style="margin-left: 200px;">申請者 住所</p> <p style="margin-left: 200px;">氏名 (印)</p> <p style="margin-left: 200px;">〔 法人にあつては、名称 及び代表者の氏名 〕</p> <p style="margin-left: 200px;">許可等を受けた者 住所</p> <p style="margin-left: 200px;">氏名 (印)</p> <p style="margin-left: 200px;">〔 法人にあつては、名称 及び代表者の氏名 〕</p> <p>[略]</p> |